

水道料金等算定事務取扱基準

令和３年１月１日制定

(目的)

第１条 この基準は、防府市水道事業給水条例第２２条及び第２３条に定める料金及び料金の算定並びに防府市下水道条例第１７条及び防府市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例第１５条に定める使用料の算定方法に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公衆浴場用)

第２条 公衆浴場用は、公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号）第１条第１項に規定する公衆浴場のうち、住民の日常生活における保健衛生上必要な入浴のために利用されるもので、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和３２年厚生省令第３８号）に基づき、山口県知事により公衆浴場入浴料金につき、統制額を指定される公衆浴場の用に使用する場合又は公衆浴場から排除される汚水を対象とする。

(臨時給水料金・臨時排水料金等)

第３条 臨時給水料金は、上下水道局の施設内給水装置より臨時に給水する場合及び受水槽清掃等のために給水する場合を対象とし、基本料金を免除した従量料金の１ｍ^３あたり１９５円のみで算定する。

２ 臨時排水料金は、前項を適用する受水槽清掃等に起因する汚水を排除設備等により下水道に排水した場合等を対象とし、基本料金を免除した超過料金の１ｍ^３あたり２００円のみで算定する。

３ 集合住宅の戸別検針・戸別料金徴収に関する取扱基準第１２条第３項の管理者が別に定める料金の算出は、前２項の算定に準ずるものとする。

４ 給水条例等に定めのない前３項の料金については、予算科目及び勘定科目を「水道事業収益／営業収益／その他営業収益／雑収益」・「公共下水道事業収益／営業収益／その他営業収益／雑収益」・「漁業集落排水事業収益／営業収益／その他営業収益／雑収益」とする。ただし、水量については、それぞれの会計における「有効水量／有収水量／その他」に含めるものとする。

る。

附 則

この基準は、令和３年１月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。